

全技連マイスター会事業費助成基準

(目的)

第1 この基準は、全技連マイスター会が全技連マイスター会各ブロック会及び各都道府県支部(以下「各組織」という)に対して行う事業費助成に関し、公平性および透明性を高め、各組織の活性化に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2 全技連マイスター会は、各組織の求めに応じ、各組織が行う次の事業に対し、事業費を助成することができる。

- (1) 全技連マイスター会各ブロック会通常総会(理事会・役員会等を含み、当該年度又は翌年度の事業計画及び予算執行計画を決定する会議をいう)に要する経費
- (2) 全技連マイスター会各都道府県支部設立総会に要する経費
- (3) 各組織が、全技連マイスター会定款第4条の趣旨を体して実施する事業に要する経費

(助成費の基準)

第3 前条(1)及び(2)に定める経費の助成額は、20万円を上限とする。

2 前条(3)に定める経費の助成額は、次の基準により算出する。

(1) 原則

助成額は、各組織における当該年度7月末日現在の全技連マイスター会会員数を基準として、組織毎に予定される会費収入の四分の一の額を上限とする。

(1)-2 支部助成額の特例

(1)の規定にかかわらず、支部助成額については、支部設置が全都道府県に及ぶまでの間、都道府県数を支部設置数で除し、その商を、(1)に定める会費収入の四分の一の額に乗じて得た数値を上限額とする。ただしこの場合、この上限額は小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

(2) 各組織間の融通

各ブロック内において、前号の額に不用額が見込まれるときは、当該不用額を上限として、当該ブロック内各組織間での助成額の融通を行うことができる。

(3) 激変緩和措置

前2号の基準に基づき算定された助成額が、前年度の各組織の助成額に満たない場合は、前年度助成額の十分の八を上限として助成額とすることができる。

(4) 記念事業時の特例

各組織において、周年記念等特別の場合において、第2(3)に定める事業を行う場合には、前3号に規定に関わらず、予算の範囲内において、助成額を増やすことができる。

(申請様式等)

第4 助成額の申請及び決定は、別表1から4に定める様式をもって行う。

(基準の定期的見直し)

第5 この基準は、全技連マイスター会の予算・事業状況及び各組織の事業状況のときどき

の変化に的確に対応するため、概ね3年毎に見直すものとする。

別表1

(様式1)

年 月 日

全技連マイスター会事業費助成申請書

全技連マイスター会 会長 殿

ブロック会又は都道府県支部名

会 長 名 ㊟

事業責任者 職・氏名 ㊟

事業責任者電話連絡先

事 項	摘 要
事業種別 (該当番号を ○で囲 む:(3)につ いては、該当 する場合に は、複数項目 に○をする ことも可)	(1) ブロック会通常総会
	(2) 都道府県支部設立総会
	(3) 定款4に定める事業
	① 後継者育成・技能伝承事業
	② 技能士の技能・資質向上事業
	③ 技能士と消費者をつなぐ事業
	④ 小中高校生に対し、ものづくりの楽しさ・すばらしさを伝える事業
⑤ 技能士の活用と地域産業振興へ寄与する事業	
⑥ 未加入技能士の技能団体への加入促進事業	
事 業 名	
開催日時	
開催形式 (該当番号を ○で囲む)	(1) ブロック会又は支部単独開催
	(2) 他団体との共催事業 <div style="text-align: center;">【共催団体名： 】</div>
事業概要 (受講・参加 予定者数、対 象技能士・職	

<p>種等、講師・指導者予定数、実演・展示・物販等の有無その他を簡潔に記載)</p>	
<p>会員参加予定者</p>	<p>参加者数：</p>
<p>事業経費概算額 (ブロック会又は支部の負担見込み概算額を記入する)</p>	<p>参加職種：</p> <p>概算額： 【内訳】</p>
<p>その他特記事項 (周年事業その他の記念事業の実施等、特に留意すべき点があれば記入のこと)</p>	

別表 2

様式 2

年 月 日

全技連マイスター会 会
会 長 様

全技連マイスター会
会長

印

全技連マイスター会事業費助成概算決定通知

平成 年 月 日付申請のありました「 」(年 月 日() ~
年月 日()にかかると事業費助成につきまして、下記の通り、概算決定をいたしました
ので、ご通知いたします。

なお、「 」事業終了後は、速やかに別添「全技連マイスター会事業実施結
果報告書及び助成請求書」(様式 3。以下「報告書及び請求書」という。)を、当職宛ご提
出ください。

「報告書及び請求書」を精査のうえ、全技連マイスター会事業費助成確定額を、貴職指
定口座に振込させていただきます。

記

1. 概算決定額
2. 概算額決定根拠

別表 3

様式 3

年 月 日 全技連マイスター会

会長

様

全技連マイスター会
会長

㊟

全技連マイスター会_____会事業実施結果報告書
及び
助成請求書

年 月 日付「全技連マイスター会事業費助成概算決定通知」のあった事業が
終了したので、下記のとおり、その実施結果を報告するとともに助成請求を行います。

記

事 項	摘 要
事 業 名 (共催団体名)	()
開催日時	年 月 日() 時～ 年 月 日() 時まで
開催場所	
事業概要 (○受講者または 来場者数、○講座 等の対象技能 士・職種または小 中高校種別・学 年、○講師・指導 者数、○実演・展 示物・物販等の有 無等 事業の概 要を記載。パンフ レット・写真等そ の他参考資料を 添付してくださ い。)	

マイスター会 会員参加者・参 加職種	参加者数： 参加職種：
貴会支出額及 び内訳 (領収書等の写 しを添付して ください)	支出額： ￥ 内 訳：
事業費確定額 振込口座	金融機関名： 本支店名 　： □座種別・□座番号： □座開設者氏名：

別表 4

(様式 4)

年 月 日

全技連マイスター会〇〇支部

会長 様

全技連マイスター会

会 長

印

全技連マイスター会事業費助成額決定通知

貴職からの 年 月 日付事業実施結果報告に基づき、 年度全技
連マイスター会事業費助成額を下記のとおり決定いたしました。

つきましては、貴職指定口座に振り込み手続きいたします。

記

1. 助成額 ￥ . -

(年 月 日付「全技連マイスター会事業費助成概算決定通知」のとおり)

附則

この基準は平成 27 年 7 月 21 日から施行する。

附則

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。